

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

<p>騎西鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字片原通三五三一番一 地 先から 同市大字埼玉字下屋敷通四六五四番一 地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年六月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月七日付け埼玉県行田市土整備事務所長 告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始であ る。延長四七八・三〇メートル</p>	<p>備考</p>